

平成28年2月
警察庁

国家公安委員会審査請求手続規則案に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成27年12月18日から平成28年1月16日までの間、国家公安委員会審査請求手続規則案に対する意見の募集を行い、1件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 定めた命令等の題名
国家公安委員会審査請求手続規則（平成28年国家公安委員会規則第1号）
- 2 命令等の案を公示した日
平成27年12月18日
- 3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方
頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。
頂いた御意見については、要約した上で掲載しています（要約をしていないものについては、警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。
- 4 参考

| | |
|-------------------|----|
| 頂いた御意見の総数 | 1件 |
| （内訳） | |
| パブリックコメント意見提出フォーム | 1件 |
| 電子メール | 0件 |
| F A X | 0件 |
| 郵 送 | 0件 |

国家公安委員会審査請求手続規則案に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 国家公安委員会審査請求手続規則案第1条について

国家公安委員会審査請求手続規則案第1条について、

○ 審査請求がいずれの法令の規定によるものかを示すため、「行政不服審査法の規定による」との文言が必要ではないか。

との御意見がありました。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）では、「審査請求」が行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新法」という。）によるものであることは明らかであること等から、個別法における独自の不服申立て制度と区別する必要がある等の例外的な場合を除き、原則として、審査請求について新法の法律名を引用する必要はないとされたところです。

国家公安委員会審査請求手続規則案第1条においても、審査請求が新法の規定によることは明らかであることから、法律名の引用は不要であると考えております。

2 その他

国家公安委員会審査請求手続規則案第3条第2項から第5項まで、第4条、第5条第2項、第6条の見出し及び同条第1項、第8条第2項、第9条の見出し、第10条第2項、第12条、第13条第2項、第14条、第15条、第16条の見出し及び同条第1項、第17条第1項から第3項まで、第18条、第19条の見出し並びに同条第1項及び第3項、第20条の見出し並びに同条第1項、第3項及び第4項、第21条、第22条の見出し、第23条第3項、第24条の見出し、第26条第2項、第3章の章名並びに別記様式第1号から第3号までにつき、技術的な修正をしました。